



2023年5月25日

各位

会社名 株式会社アドバンスト・メディア  
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸  
(コード: 3773)  
問合せ先 常務取締役経営推進本部長 立松 克己  
(TEL. 03-5958-1031)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第26回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設、第36条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第8条（自己の株式の取得）及び第37条（中間配当）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うと共に字句の修正を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<u>第8条（自己の株式の取得）</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	<削除>
<u>第9条～第34条</u> （条文省略）	<u>第8条～第33条</u> （現行どおり）
第6章 計算	第6章 計算
<u>第35条</u> （条文省略）	<u>第34条</u> （現行どおり）
<新設>	<u>第35条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>

